

中小企業の皆様の働き方改革を応援！

対策は進んでいますか？すでに**施行**しております！

○年**5**日間の**年次有給休暇の取得義務**

○**時間外労働**の**上限規制**(中小企業については2020年4月1日から)

こんな疑問やお悩みをお持ちの事業主の皆さま、
ご連絡をお待ちしてます

- 「働き方改革」って何をすればいいの？
- 活用できる助成金を知りたい
- 就業規則を作り直したい
- 定年再雇用の労働者の賃金って今のままでいいの？
- 同一労働同一賃金って何？



静岡働き方改革推進支援センター

静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階
(受託・運営 静岡県中小企業団体中央会)

※国の委託事業ですので**秘密は厳守**いたします。

■ 開所時間

平日9:00~17:00

■ 電話での相談

0800-2005451
(フリーアクセス通話)

■ メールアドレス

work@siz-sba.or.jp

■ 詳しくは、ホームページをご覧ください

<http://work.siz-sba.or.jp>



